

質問票による質問

No	質問	回答
1	募集要項 9 応募要件 施設管理の総括責任者を専任で配置とは。	公園の管理運営業務の総括を行う責任者を専任で配置するという事です。
2	募集要項 6 管理運営の基準 業務執行体制③手続き規程等の整備中、「沖縄県行政手続き条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応」とは具体的にどのようなことか。	沖縄県行政手続条例（以下、「条例」という。）の行政指導の規定の趣旨に則った対応とは、例えば、「所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意しなければならない。（条例第30条第1項）」ことや、「相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。（条例第30条第2項）」ことなどが挙げられます。詳細は条例を参照してください。 指定管理者は行政処分たる「使用の許可」ができることになっていきますので、条例の趣旨に則った対応が必要となります。
3	修繕費の予算計上について、上限額はあるが下限額はあるか。	小規模修繕に係る費用は、実績を踏まえて年間総額2,379千円を想定して計上していますが、上限額ではなく、あくまで目安として考えてください。同様に、下限額も設定していませんので、必要に応じた修繕を行うよう計画してください。
4	過去に「利用者サービスの充実」を目的とした有料備品にかかる費用の一部を管理費から支出してよいとの許可をもらったが、今後もこの認識でよいか。（ストライダーや貸出用テントの購入など）なお、利用料金は指定管理者の収入とし、一部を維持管理や新規購入費に充てるものとする。	自主事業に使用する備品を購入する費用は、募集要項「5. 自主事業（1）」のとおり、指定管理者の費用とし、指定管理料を充てることはできません。なお、御質問のとおり、自主事業による収入は、指定管理者の収入となります。
5	仕様書 3 公園施設の管理体制 管理事務所へ総括責任者、職員又は管理指導員、補助指導員を1名以上配置することとしているが、常駐配置か。	管理事務所には最低1名以上が常駐するよう計画してください。
6	仕様書 3 公園施設の管理体制 総括責任者と管理指導員は兼務できるか。	総括責任者、職員又は管理指導員、補助指導員はそれぞれ兼務することはできません。各業務を担当する者を1名以上配置してください。
7	仕様書 3 公園施設の管理体制 広報等の担当者1名以上必要日数分の配置とは何か。	公園の広報又は利用の促進に係る業務として、必要であると考える日数分を配置してください。なお、他業務と兼務することも可能です。
8	木炭を使用するバーベキュー又はキャンプは可能か。	現在、当公園にバーベキュー場やキャンプ場はありませんので、一般利用者が木炭等の火気を自由に使用することは、安全上の観点から好ましくありません。また、閉園時間を設けていますので、一般利用者が宿泊を伴うキャンプを行うことはできません。 なお、自主事業により可能となる場合がありますので、事前に協議し、承認を得てください。そのほか、自主事業の留意点などは募集要項を確認してください。
9	植栽管理において、特に全国植樹祭記念の森の植栽木について除・間伐は必要ないか。	必要に応じてご提案ください。なお、実施にあたっては県と事前に調整するようお願いいたします。

10	申請書様式中「県民の公平・・・」云々あるが、県外からの旅行者は対象とならないのか。	便宜上、「県民」と記載していますが、当公園は公の施設であることから、県民に限らず、旅行者を含む全ての利用者について、平等性や公平性等の確保に努める必要があります。
11	本公園の利用拡大に関する目標値について県の目標値はあるか。	県として定めている目標値はありませんが、できるだけ多くの県民に利用されることが望ましいと考えています。
12	ウェディング写真撮影は自主事業（有料）で可能か。	自主事業により可能となる場合がありますので、事前に協議し、承認を得てください。そのほか、自主事業の留意点などは募集要項を確認してください。
13	木材（板材）、木炭の販売は可能か。	自主事業は「公園の利用促進・活性化に資する事業」となっていますので、原則として、一般利用者が園内で使用できない物品の販売はできません。 なお、自主事業イベントに付随するものであれば、可能となる場合がありますので、事前に協議し、承認を得てください。そのほか、自主事業の留意点などは募集要項を確認してください。
14	コーヒーの販売は可能か。（業者へ委託）	自主事業により可能となる場合がありますので、事前に協議し、承認を得てください。そのほか、自主事業の留意点などは募集要項を確認してください。
15	カレー販売は可能か。	自主事業により可能となる場合がありますので、事前に協議し、承認を得てください。そのほか、自主事業の留意点などは募集要項を確認してください。
16	指定管理費から自主事業に要する種苗及び肥料等資材の購入は可能か。（花木、実のなる木、香木、ハイビスカス、苗木、ひまわり種、肥料、造成用土など）	自主事業に要する資材等の購入は、募集要項「5. 自主事業（1）」のとおり、指定管理者の費用とし、指定管理料を充てることはできません。

現地説明会での質問（再掲）※一部修正

No	質問	回答
1	指定管理料が年々下がっていく理由をご教示下さい。	原則として指定管理料は、管理運営にかかる費用から有料施設の収入見込み額を差し引き算定しています。5年間の費用は一定額としていますが、収入が次第に増えることを見込んでいるため、結果として指定管理料は年々下がっています。
2	お手植え木の警備は24時間体制でしょうか。	機械により24時間体制で警備しています。
3	現指定管理者の警備体制はどうなっていますか。	当初は常駐警備でしたが、県との協議により令和2年度から機械警備に移行しています。
4	シャワーは温水も出ますか。	プロパンガスにより温水も出ます。
5	ガマ（避難壕跡）へ利用者を案内する場合、指定管理者が同行する必要がありますか。	利用目的によりますが、安全確保の観点から、基本的に同行してもらいます。
6	噴水はいつ直りますか。	修繕費用が100万円未満なので現指定管理者が修繕しています。近日中に復旧する予定となっています。